

芝浦工業大学体育会スキューバダイビング部

OB会会則（抜粋版）

名称

第1条 本会は、芝浦工業大学体育会スキューバダイビング部OB会と称する。

目的

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くすると共に、会員と芝浦工業大学体育会スキューバダイビング部との関係を密にして、これを後援指導することを目的とする。

所在地

第3条 本会は、所在地を会計宅に置く。

事業

第4条 本会は、その目的を達成する為、これに必要な事業を企画実行する。

会員資格

- 第5条
1. 本会は、芝浦工業大学体育会スキューバダイビング部出身者で、かつ本会への入会意思を表明した者を会員とする。
 2. 本会の会員資格は、会員より退会の意思表示があった時、これを失する。

役員

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事長	1名
会計	1名
会計監査	2名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
監督	1名
コーチ	1名

第7条 役員を選出は、役員会の議決を経て総会においてこれを承認する。

幹事

第8条 本会は、各期1名の幹事を置く。

第9条 幹事を選出は、各期会員の議決を経て役員会でこれを承認する。

コーチ

第10条 本会は、芝浦工業大学体育会スキューバダイビング部へコーチ若干名を派遣する。

第11条 コーチの選出は、役員会の議決を経て総会でこれを承認する。

名誉職

第12条 本会は、次の名誉職を置くことができる。

名誉会長 1名
顧問 若干名
名誉会員 若干名
相談役 若干名

職責

第13条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第15条 幹事長は、本会の諸事業の企画実行に際し、その運営を統括する。

第16条 会計は、本会の金銭出納に関する全責任を有する。

第17条 会計は、会計出納簿を設けて総ての収支を記録し、会員の要求ある時はこれを公示する。

第18条 会計監査は、本会の会計を監督すると共に、会長の承認を経てこの会計を監督指導する。

第19条 事務局長は、本会の諸事業の企画実行に際し、会員との連絡業務を遂行する。

第20条 事務局長は、総会並びに役員会の議事録を設けて総ての議事を記録し、会員の要求ある時はこれを公示する。

第21条 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故ある時はその職務を代行する。

第22条 幹事は、本会の諸事業の実行に際し、各期会員を統括する。

第23条 コーチは、芝浦工業大学体育会スキューバダイビング部の活動を監督指導する。

任期

第24条 役員の任期は、2年とする。

第25条 幹事並びにコーチの任期は、2年とする。

総会

第26条 総会は、本会の最高決議機関である。

第27条 本会は、会計年度終了後3ヶ月以内に総会を開かなければならない。また、会長は必要に応じて臨時に総会を招集することができる。

第28条 総会は、3分の1以上の会員の出席を必要とする。総会の議決には、出席会員の過半数の賛成を必要とする。但し、会則の改定その他重要な事項の議決には、出席会員の3分の2の賛成を必要とする。

役員会

第29条 役員会は、本会役員をもって構成し。予算、決算、役員改選、会則の変更、その他本会運営に必要な事項を審議決定する。

第30条 役員会は、過半数の役員の出席を必要とする。役員会の議決には、出席役員の過半数の賛成を必要とする。

会計経理

第31条 本会の資金は、会費・寄付、その他諸収入を以てこれに充てる。

第32条 名誉職を除く会員は、会費を納めなければならない。この金額については、本会則細則に定める。

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第34条 会計は、会計年度毎に収支決算表を作成し、会計監査の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

除名・除籍

第35条 正当な理由なくして、2カ年以上継続して会費を納めない者または多年にわたり所在不明となった者は、会員資格を失うことがある。

第36条 本会の会員として不適切な行為があった者は、役員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

設立年月日

第37条 本会の設立年月日は昭和54年4月1日とする。

附則

第38条 本会は、次の附則を設ける。附則の変更は役員会の議決による。

1. 名誉職の資格

イ. 名誉会員は、本会会員として長年に渡り本会に協力し、且つ会費を完納した者に限る。

ロ. 相談役は、本会役員として長年に渡り本会に協力し、役員を退任した者に限る。

細則

第39条 本会は、次の細則を設ける。細則の変更は役員会の議決による。

1. 会員は、その住所・氏名、職業等に変更のあった場合は、直ちにこれを本会に通知しなければならない。

2. 会費は、毎年度2,000円とする。

会則改訂履歴

昭和54年4月1日制定

平成11年4月1日改訂

平成22年6月11日改訂

平成30年5月24日改訂